

\*「日曜の朝には休みました。

くらし  
家庭

0~2歳児		3~5歳児			
住民税非課税世帯		全世帯			
※幼稚園は満3歳から					
◆ 幼児教育・保育無償化の対象の子どもとサービスの範囲					
施設・事業、サービス	無償化の対象	無償化の対象外			
認可保育 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など)	基本利用料	延長保育の利用料 ・給食費 ・遠足などの行事費 ・制服代 ・送迎バス代など			
認可外保育 (認可外保育施設、ベビーシッター、ファミリーサポート、一時預かり事業、病児保育など)	利用料のうち月額3万7000円まで ※0~2歳児は同4万2000円まで				
企業主導型保育事業	国が定める標準的な利用料				
幼稚園	基本利用料のうち月額2万5700円まで (預かり保育は月額1万1300円まで)				

## 保育の質 常に意識を

今回始まる制度では、保育士の配置数などが国の指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も、5年間は無償化の対象になる。基準を満たさない施設を独自に除外する自治体もあるが、まだ一部だ。保護者は、保育内容が適切かどうか、子どもの預け先を慎重に選ぶ必要がある。

また、無償化の対象となるために必要な申請手続きが完了していない認可外保育施設や幼稚園、ベビーシッターなどの事業者は、対象外となってしまう。利用する施設が対

象となっているか気がかりな場合は、施設のある自治体に問い合わせておきたい。

保育政策に詳しい「保育システム研究所」代表の吉田正幸さんは、「保育士不足で現場の負担が大きい中、無償化で利用の長時間化が懸念される」と指摘する。さらに「保護者が『利用料がタダだから』と保育内容に意見することをためらうようになると、保育の質の低下につながる。充実した幼児教育や保育が実施されているか、目を光らせることが重要」と話している。

三つめは、「企業主導型保育事業」。基本利用料として国が定める「標準的な利用料」(3歳児は月額2万6600円、4~5歳児は月額2万3100円)は無償。園で定めた基本利用料がこの額を超える場合は、自己負担もある。

四つめの「幼稚園」は月額2万5700円の上限があり、独自に利用料を設定する園では、自己負担が生じる場合もある。市区町村

で、東京都の認証保育所などの認可外保育施設やベビーシッター、ファミリーサポート、一時預かり事業、病児保育など。親の就労や病気などの事情があり、市区町村から「保育の必要性がある」と認定されれば、

3~5歳児は月額3万7000円、住民税非課税世帯の0~2歳児は月額4万2000円を上限に、無償化される。

10月から、幼児教育・保育の無償化が始まる。基本利用料が対象になるが、施設の種類によって補助の上限額は異なる。必要な手続きが増える場合もあるので、制度の内容や注意点を確認しておこう。

(内田淑子、矢子奈穂)

# 幼保無償化 内容を確認

対象になる子どもは、3歳児全員と、住民税非課税世帯の0~2歳児。

対象施設や事業は、主に

四つに分かれる。まずは、認可保育所や認定こども園、小規模保育、家庭的保育などの「認可保育」だ。

二つめは「認可外保育」で、東京都の認証保育所などの認可外保育施設やベビーシッターや病児保育の利用料は対象外となる。

から「保育の必要性がある」と認定されれば、加えて預かり保育も月額1万1300円まで無償だ。

東京都板橋区の「わかたけかなえ保育園」では、無償化について伝える区報を掲示した。「保護者の疑問や不安を解消できれば」と話す園長の山本慎介さん(左奥)

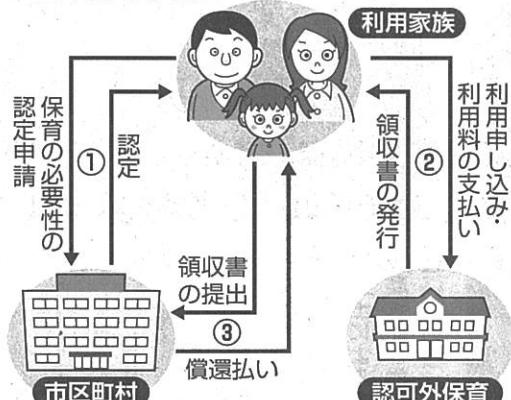
企業主導型保育事業は3歳児クラス(年少)からが無償化の対象だが、幼稚園は3歳になった日から対象になる。

残る負担

無償化対象の保育所などを利用している場合は、ベビーシッターや病児保育の利用料は対象外といい。可外の幼児施設は、無償化の対象に含まれていない。障害児の発達支援などのサービスも無償になる。

東京都板橋区の「わかたけかなえ保育園」では、無償化について伝える区報を掲示した。「保護者の疑問や不安を解消できれば」と話す園長の山本慎介さん(左奥)

## 認可外保育の利用者が必要になる 基本的な手続き



## 手続きは

施設側に利用料をいったん全額支払い、保育サービ

スの内容や金額が分かる領収書を市区町村に提出。補助を受け取る「償還払い」の手続きをするのが原則だ。

認可保育所や認定こども園など、市区町村に利用申請を提出する施設では、手続きなどはこれまでと変わらない。